

2013年版『手続要覧』に関するお知らせ（2014年4月）その2

RI 理事 松宮 剛（2780 地区・茅ヶ崎湘南）

2：組織規定の改定

2-1：【国際ロータリー定款】

第1条 定義

6：会員： 「**名誉会員以外のロータリークラブ会員**」とありますがこれは、第5条 会員の「**RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成する**」という文言と明らかに矛盾します。ただ第5条 会員の英語は membership ですから、おなじ「会員」という訳語が適切ではないと言えるでしょう。例えば「構成員」などになるなら誤解を招く恐れはないものと考えられます。

第3条 目的は、第4条 綱領が「ロータリーの目的」に訳語が変わったことを受けて、「RIの目的」と変わりましたが、これは日本語が変更されたのみで原文が変更されたわけではありません。

第5条 会員 第2節に（6）が追加されました。「子供の世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことが無い人であること。」これによって、家庭の主婦あるいは主夫の入会が会員選考の対象に入ってきました。職業分類名を如何にするかが当面の課題。Ex: 配偶者、Homemaker 家政家、勿論、地域社会でボランティア活動をされているならその種類が職業分類名になるでしょう。

第5条 第4節—例外 の試験的プロジェクトに参加するクラブ数の上限が200クラブから1,000クラブに変更されました。

第13条 会員の称号と徽章の項は第1節正会員と第2節名誉会員とに分けられて記載されています。

2-2：【国際ロータリー細則】

第1条 定義に9. 衛星クラブ：潜在的クラブ。その会員は、**スポンサークラブの会員でもある。**が追加されました。（仮クラブとの明確な相違）
衛星クラブに関して記載のある国際ロータリー細則は、第4条 4.040 二重会員

の例外としての記載があります。それは、「複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。当該クラブが設ける衛星クラブを除き」、とあります。また、同条 4.100 他クラブへの出席に、「各会員は、いつでも他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席する特典を持つものとする。・・・」とあります。

第 2 条 国際ロータリーの加盟会員 2.010.1 「E クラブ」の後段、1つの地区に存在する E クラブは 2 つまでとする。は、削除されました。制限無しとなったわけです。

第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結 3.030.5 理事会の権限の 5 項目、「然るべき理由による懲戒」の条文に「聴聞会には、当該地区のガバナー、またはそのガバナーにより選ばれたパストガバナーが、地区が費用を負担して出席することが出来る。」が追加されました。

第 4 条 クラブの会員身分 4.030.の退会理由の限定条文「・・・、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。・・・」が削除されました。この改定によって退会するあるいはした理由は、問われないこととなります。そして条文の最後に「移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。」が加えられました。

4.040. 二重会員の条文冒頭に「当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。」が加えられています。

4.100. は、「各会員は、いつでも他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席する特典を持つものとする。・・・」に改定されました。

第 5 条 理事会 5.010. 理事会の任務の条文中「長期計画」は、「戦略計画」に訳語が変更されています。また、「理事会は、各ゾーンでの RI 戦略計画の実行を監督するものとする。」という任務が加えられました。

さらに、新たに 5.040.3RI 戦略計画実行の監督「各理事は、自分が選出されたゾーン、および交互に選出されるもう一方のゾーン/組み合されたゾーンにおける RI 戦略計画の実行を監督するものとする。」が加えられました。ここにも【RI 戦略計画】の重要性を読み取ることができます。

第 6 条 役員 6.120. ガバナーの空席に新たに 6.120.1 副ガバナー「ガバナー指

名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。」が加えられました。これは任意性が担保されていることから、各地区の判断に委ねるものと考えてよいのではないのでしょうか。

6.120.2. 理事と会長の権限、6.120.3 ガバナーの一時的任務遂行不能の冒頭にそれぞれ「副ガバナーがいない場合」、「副ガバナーがおらず、」が加えられました。

第7条 立法手続 7.030.クラブ提出の立法案を地区で承認の条文に、新たに「地区決議会」が加わりました。地区大会という場よりも、むしろ地区決議会において規定審議会に提出する立法案の協議と承認を行う方が、クラブ選挙人がその任務を果たす場としてより妥当なのではないのでしょうか。

7.037.2. 欠陥のある立法案の6項目のうち、(d)(ii)「決議の形式をとっているが、理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的措置を要求あるいは要請する場合」の文言は削除されました。(d)(i)「決議の形式をとっているが、組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合」の文言は残り、「欠陥のある立法案」とみなされます。

第8条 規定審議会 8.060.2 地区大会における代表議員選挙「指名」という文言は、原文は同じ (Nomination) だが「推薦」に訳語が変わっています。また、「地区大会の選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。」は削除されました。

8.060.3 .代表議員の候補者が1名のみ：の条文に、「ガバナーはまた、地区内クラブの会員である適格なロータリアンを、補欠議員として任命するものとする。」が追加されました。

第10条 役員の指名と選挙 10.070.3. 「地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て」の(b)「地区の選出したガバナーノミニーについて、過去5年以内に、3件以上の不服申し立てが出ており、RI理事会が過去5年以内に3件以上の不服申し立てを支持した場合、理事会は当該地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることが出来る。」下線部が追加されています。

10.070.5 .選挙審査手続の完了の条文に、「・・・候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失い、将来、

理事会により定められた期間、RIにおけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。理事会は、選挙審査手続に従うことかつ完了することを怠ったクラブを、機能していないクラブとみなし、適切な措置を取ることができる。」下線部分が追加されました。

第 11 条 会長の指名と選挙、第 12 条理事の指名と選挙の改定に関しては省略します。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙 13.010.ガバナーノミニーの選出「地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前 24 か月以上 36 か月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは、「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担うものとする。」下線部が追加されました。

13.020.9 の条文末尾に「クラブは、対抗候補者を 1 名のみ支持するものとする。」が追加されました。

13.020.13. 「地区大会において投票でガバナーノミニーを選ぶ場合」の条文に「・・2 票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投じられるものとし、そうでない場合は、そのクラブが投じた票は無効とみなされるものとする。各クラブは、そのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指名するものとする。」下線部分が追加されました。

13.040 郵便投票の書式 条文の変更「ガバナーは、理事会の定める投票用紙を準備する。」が「ガバナーは、各クラブに一枚の投票用紙を準備する。」に改定されました。また、最後の条文「各投票用紙はそれぞれ 1 票を表すものとする。ガバナーは、クラブが有する票数に相当する数の投票用紙を各クラブへ送るものとする。」は、削除されました。

第 15 条 地区の項で、地区協議会は「地区研修・協議会」に、地区大会は、「地区大会および地区決議会」に改称されました。

15.010. 創設の条文中、地区に存在する E クラブの数が無制限になったのを受けて、「1 地区に 2 つを上回る E クラブが存在しない限り、」の部分が削除されました。「また理事会は、クラブを地区に分類する権限を有しているが、クラブ数が 33 未満あるいはロータリアンの数が 1,200 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。」の 1,200 名は、「1,100 名未満」に改定されました。

更に同条文末尾に「理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとする。」が追加され

ました。

15.040.1 時と場所の条文の末尾に、「また、地区はガバナーが決定した時と場所で地区決議会を開催することができるが、その場合は、21 日前までに地区内のすべてのクラブに明確な通知を行うことを条件とする。」という限定条件が追加されました。

15.050.2 地区大会および地区決議会の投票手続の条文の最後、「ガバナーノミニーを選ぶために投票をする際に、2 票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者に投ずるものとする。」は削除され、新たに「ガバナーノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙のために投票する際に、2 票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が 3 名以上おり、単一委議式投票を必要とする、または用いる投票の場合、2 票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。」が追加されました。

15.090. ガバナーの任務の (g) 4 が「クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は、特にこれを行う。」を追加された結果、従来の (4) は、(5) と順送りされました。

第 16 条 (RI の)「委員会」の部分の解説は割愛します。

第 17 条 財務事項、17.020.クラブ報告条文に、7 月 1 日および 1 月 1 日に各クラブは同日におけるクラブ会員数を理事会に証明することとなっていました。その「証明されたクラブ報告は、クラブ会員に配布されるものとする。」が追加されました。

17.030.1 人頭分担金は、規定審議会の採択を受けて、「2013-14 年度には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント、2014-15 年度には半年ごとに米貨 27 ドル、2015-16 年度には半年ごとに米貨 27 ドル 50 セント、2016-17 年度以降には半年ごとに米貨 28 ドル。」と改定されています。

17.030.2 追加会費の条文も規定審議会の採択を受けて、「クラブが RI に支払うべき会費の最低額は無いものとする。」旨の条文に改定されました。会員数が 10 名に満たないクラブでも最低 10 名分に相当する額の会費を支払わなければならないという規定が無くなったわけです。

17.030.3. 会費の変換または減免の条文は、「所在地域が自然災害または同類の災害により重大な被害を受けたクラブから要請があった場合、理事会は、そのクラブの人頭分担金を減免するか、支払いの猶予を認めることができる。」という内容を追加しました。

17.030.4 .および 17.030.5.の「RIBI」に関する部分の改定は、割愛します。

17.050.6. 「一般剰余金」の項の改定も割愛します。

第 20 条 機関雑誌、20.030.1.購読義務の条文末尾に「各会員は、郵送で送られる印刷版か、インターネットを通じた電子版のいずれかの選択肢を選べるものとする（電子版が発行されている場合）。」が追加されました。（因みに、2014～2015 年度はロータリーの友の印刷版、電子版のいずれを購読しようと、あるいは両方を購読しても購読料は 200 円＋消費税と変わりません。その後のことはまだ決まっておりません。ロータリーの友事務所長 渡辺誠二氏談）

第 22 条 ロータリー財団、22.020.1.管理委員の空席の条項が追加されました。「管理委員に空席が生じた場合、残存期間を埋める新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出するものとする。」

(2014年4月26日)